



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年10月24日火曜日 第2920号

◇ 目 次 ◇ 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (健康増進課) ... 797
愛媛県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則..... (建築住宅課) ... 798

告 示

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 799
県統計調査の実施..... (労政雇用課) ... 799
委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更..... (建築住宅課) ... 799
土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 799
建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 800
指定道路の指定..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 800

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... (建築住宅課) ... 800

公 告

ふく取扱者試験の施行..... (薬務衛生課) ... 804

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 805

雑 報

裁決手続開始の決定の公告..... (収用委員会事務局) ... 805
公示による通知..... (") ... 806

規 則

○愛媛県規則第36号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和41年愛媛県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(精神障害者保健福祉手帳の申請等)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第23条第1号 _____ に規定する診断書は、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（様式第22号）によるものとする。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>(精神障害者保健福祉手帳の申請等)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「省令」という。）第23条第1項第1号に規定する診断書は、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）（様式第22号）によるものとする。</p> <p>3・4 省略</p>

様式第5号（表）、様式第5号の3（表）及び様式第18号の5（表）中「強姦」を「強制性交等」に、「弄火^{ろう}」を「弄火」に、「抑うつ気分」を「抑鬱気分」に、「抑うつ状態」を「抑鬱状態」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則施行の際現に提出されている改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）様式第5号及び様式第5号の3の規定による診断書は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第5号及び様式第5号の3の規定による診断書とみなす。
- 3 この規則施行の際現にある旧規則様式第5号、様式第5号の3及び様式第18条の5の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第37号

愛媛県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則を次のように定める。

平成29年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則

（趣旨）

第1条 この規則は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第2項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

（閲覧所）

第2条 登録簿の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、別表に掲げる場所に置く。

- 2 土木部道路都市局建築住宅課内に置く閲覧所にあつては登録簿の正本を、地方局建設部内及び土木事務所内に置く閲覧所にあつては登録簿の副本を備えるものとする。

（休業日）

第3条 閲覧所の休業日は、愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日とする。

（閲覧時間）

第4条 閲覧所における閲覧時間は、県の執務時間とする。

（閲覧手続）

第5条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に必要な事項を記入し、係員に申し出なければならない。

（閲覧上の遵守事項）

第6条 登録簿を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録簿は、所定の場所で閲覧し、外へ持ち出さないこと。
- (2) 登録簿を亡失し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれに加筆しないこと。
- (3) 他の閲覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 登録簿の閲覧を終わったときは、確実に係員に返還すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

- 2 知事は、閲覧者が前項の規定に違反した場合又はそのおそれがある場合には、その閲覧を禁止することができる。

附 則

この規則は、平成29年10月25日から施行する。

別表（第2条関係）

1	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課内
2	四国中央市三島宮川四丁目6番53号 愛媛県東予地方局四国中央土木事務所内
3	西条市喜多川796番地1 愛媛県東予地方局建設部内
4	松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局建設部内
5	八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所内
6	宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局建設部内

告 示

○愛媛県告示第1130号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	宇和島市	平成32年10月14日まで

○愛媛県告示第1131号

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成29年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 調査の目的

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態把握及び今後の労働施策検討のための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

常用労働者が5人以上の県内民間事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所の概要に関すること。
- (2) 企業としての意識に関すること。
- (3) 育児休業制度に関すること。
- (4) 育児休業以外の仕事と育児の両立支援に関すること。
- (5) 介護休業制度に関すること。
- (6) 介護休業以外の仕事と介護の両立支援に関すること。
- (7) 働き方改革に関すること。

4 報告を求める事項の基準となる期日

平成29年10月1日（日）

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出された2,000事業所の事業主

6 報告を求めために用いる方法

郵送配布及び郵送回収によるアンケート調査

7 報告を求める期間

平成29年10月30日（月）から同年11月30日（木）までの間

○愛媛県告示第1132号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成29年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号大橋御苑駅ビル6階

2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(1) 変更前

名 称	事務所の所在地
省略	
広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番6号広島ちゅうぎんビル704-2号室
愛媛事務所	愛媛県松山市三番町7丁目13番13号ミツネビルディング601号室
省略	

(2) 変更後

名 称	事務所の所在地
省略	
広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番6号広島ちゅうぎんビル704-2号室
香川事務所	香川県高松市亀井町2-1朝日生命ビル5階
愛媛事務所	愛媛県松山市三番町7丁目13番13号ミツネビルディング601号室
省略	

3 変更年月日

平成29年10月30日

○愛媛県告示第1133号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、夫婦山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年10月24日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 宮 渉	松山市上伊台町864
"	高 市 峰 雄	松山市菅沢町甲313
"	安 永 慎 吾	松山市下伊台町1009
"	三 好 英 樹	松山市客甲153
"	河 内 誠 一	松山市客甲231
監 事	野 本 仁	松山市菅沢町甲307
"	西 崎 伸 承	松山市上伊台町744-1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 市 峰 雄	松山市菅沢町甲313
"	山 本 征 寿	松山市下伊台町1018
"	上 田 吉 一	松山市上伊台町155
"	三 好 英 樹	松山市客甲153
"	河 内 誠 一	松山市客甲231
監 事	野 本 仁	松山市菅沢町甲307
"	西 崎 伸 承	松山市上伊台町744-1

○愛媛県告示第1134号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第1760号	平成24年10月22日	新興建設(有)	芝 吉信	北宇和郡鬼北町大字上川136	平成29年9月26日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1135号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年10月24日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成29年10月13日

3 指定道路の位置

喜多郡内子町内子3721番の一部及び3722番

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 18.36メートル

(2) 幅員 4.00メートル

訓 令

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項						別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者					知事	専決者	
			部	局	課				部	局	課
			長	長	長				長	長	長
建築住宅課	1～20 省略					建築住宅課	1～20 省略				
	21 住宅 確保要 配慮者 に対する賃貸 住宅の 供給の 促進に 関する	1 都道府県賃貸住宅供給促進 計画に関すること。									
		(1) 作成及び変更（第5条第 1項、第9項、第10項）	—								
		(2) 市町との協議（第5条第 8項、第10項）			—						
		(3) 住宅確保要配慮者居住支 援協議会又は地域住宅協議			—						

法律の 施行に 関する 事務	会の意見聴取（第5条第8項、第10項）			
	2 市町村賃貸住宅供給促進計画に係る協議（第5条第8項、第10項、第6条第3項）			—
	3 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関すること。			
	(1) 登録（第8条、第10条第3項から第5項まで、第11条第2項）			—
	(2) 変更の届出に係る登録（第12条第3項、第4項）			—
	(3) 登録簿の閲覧（第13条）			—
	(4) 登録の抹消（第15条第1項第1号、第2項）			—
	(5) 報告の徴収（第22条）			—
	(6) 指示（第23条）			—
	(7) 登録の取消し（第15条第1項第2号、第2項、第24条）	—		
	4 住宅確保要配慮者居住支援法人に関すること。			
	(1) 指定（第40条、第41条第1項）	—		
	(2) 名称等の変更の届出の受理（第41条第2項、第3項）			—
	(3) 債務保証業務の委託の認可（第43条第1項）	—		
	(4) 債務保証業務規程の認可及び変更認可（第44条第1項）	—		
	(5) 債務保証業務規程の変更命令（第44条第3項）	—		
	(6) 事業計画及び収支予算の認可及び変更認可（第45条第1項）	—		
	(7) 事業報告書及び収支決算書の受理（第45条第2項）			—
	(8) 監督命令（第48条）	—		
	(9) 報告の徴収及び立入検査（第49条第1項）	—		
(10) 指定の取消し（第50条）	—			

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～15 省略				
	16 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事務	1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関すること。			
		(1) 登録の申請の受理（第8条）			—
		(2) 変更の届出の受理（第12条第1項）			—
		(3) 登録簿の閲覧（第13条）			—
	(4) 廃止の届出の受理（第14条第1項）			—	

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	1～51 省略				
	52 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事務	1 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に関すること。			
		(1) 登録の申請の受理（第8条）			—
		(2) 変更の届出の受理（第12条第1項）			—
		(3) 登録簿の閲覧（第13条）			—
	(4) 廃止の届出の受理（第14条第1項）			—	
53 省略					

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部、2の部、4の部、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項並びに53の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同

改 正 前

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～15 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	専決者	
				課長	主幹
用地管理課	1～51 省略				
	52 省略				

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部、2の部、4の部、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同

表の規定を適用する。

2 省略

3 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、43の部1の項並びに53の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

4 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部、2の部、4の部から9の部まで及び12の部から53の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

表の規定を適用する。

2 省略

3 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

4 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部、2の部、4の部から9の部まで及び12の部から52の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(61)の10 省略</p> <p><u>(61)の11 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法」という。)第8条の規定に基づく登録の申請の受理に関すること。</u></p> <p><u>(61)の12 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第12条第1項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(61)の13 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第14条第1項の規定に基づく廃止の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(62)～(76) 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 地方局長の専決処理すべき事項のうち、建設部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9)の12 省略</p> <p><u>(9)の13 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第13条の規定に基づく登録簿の閲覧に関すること。</u></p> <p>(10) 省略</p> <p>8・9 省略</p> <p>(土木事務所長等の専決事項)</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(13)の93 省略</p> <p><u>(13)の93の2 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第8条の規定</u></p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(61)の10 省略</p> <p>(62)～(76) 省略</p> <p>6 省略</p> <p>(地方局長の専決事項)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 地方局長の専決処理すべき事項のうち、建設部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9)の12 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>8・9 省略</p> <p>(土木事務所長等の専決事項)</p> <p>第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(13)の93 省略</p>

に基づく登録の申請の受理に関すること。

(13)の93の3 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第12条第1項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること。

(13)の93の4 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第13条の規定に基づく登録簿の閲覧に関すること。

(13)の93の5 住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進法第14条第1項の規定に基づく廃止の届出の受理に関すること。

(13)の94～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の84まで、第13号の93の2から第13号の93の5まで及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26、第13号の85から第13号の93まで、第13号の94から第13号の109まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

(13)の94～(26)の16 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の84まで _____ 及び第14号から第26号の16までに掲げるとおりとし、東予地方局今治土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26、第13号の85から _____ 第13号の109まで及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとし、中予地方局久万高原土木事務所長、南予地方局大洲土木事務所長、南予地方局西予土木事務所長及び南予地方局愛南土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の124まで、第13号の18、第13号の19、第13号の26及び第15号から第26号の16までに掲げるとおりとする。

3・4 省略

附 則

この訓令は、平成29年10月25日から施行する。

公 告

○公 告

ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐの取扱いに関する条例(昭和27年愛媛県条例第63号)第4条の規定による平成29年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。
平成29年10月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時及び場所

試 験 別	日 時	場 所
学 科 試 験	平成30年1月31日(水)午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛 媛 県 庁
実 地 試 験	平成30年3月13日(火)午前10時	松山市勝山町一丁目1番5 愛媛調理製菓専門学校

2 受験願書の提出期間

平成29年12月18日(月)から26日(火)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

- (1) 衛生法規

- (2) 食品衛生学
- (3) 魚類学
- 5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第83号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月24日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>1・2 省略</p> <p>3 老人ホーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 25%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>よんでんライフケア</u></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>道後</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 省略</p>	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	省略				<u>よんでんライフケア</u>	省略			<u>道後</u>				省略				<p>1・2 省略</p> <p>3 老人ホーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 25%;">所 在 地</th> <th style="width: 40%;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>アミーユよんでん道</u></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>後</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 省略</p>	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	省略				<u>アミーユよんでん道</u>	省略			<u>後</u>				省略			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日																																						
省略																																									
<u>よんでんライフケア</u>	省略																																								
<u>道後</u>																																									
省略																																									
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日																																						
省略																																									
<u>アミーユよんでん道</u>	省略																																								
<u>後</u>																																									
省略																																									

雑 報

○裁判手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成29年10月13日次のとおり裁判手続開始の決定をしたので公告する。

平成29年10月24日

愛媛県収用委員会

会長 市川 武志

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川肱川水系肱川改修工事（惣瀬堤防・愛媛県大洲市長浜町下須戒地内）
- 3 収用の裁判手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産（ 土 地 ） の 表 示 等							土地所有者 住所氏名	所 有 権 以 外 の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする 土地の実測(㎡)				
愛媛県大洲市長浜町下須戒	甲1884番	雑種地	公衆用道路	54	52.84	52.84	別記のとおり		使用貸借権	愛媛県大洲市大洲690番地の1 大洲市 上記代表者 大洲市長 清水 裕

別記

不明 ただし、登記名義人（亡）谷本鷹太郎 法定相続人 判明している法定相続人

持 分	住 所	氏 名
不 明	存否不明 ただし、最後の本籍地 愛媛県喜多郡長浜町大字下須戒甲1998番地の3	谷 本 榮 子
不 明	住所不明	リコナルイス, マリアエレナ
不 明	住所不明 ただし、最後の本籍地 愛媛県大洲市長浜町下須戒甲1998番地3	谷 本 美 恵 子

○公示による通知

存否不明（ただし、最後の本籍地 愛媛県喜多郡長浜町大字下須
戒甲1998番地の3） 谷 本 榮 子

住所不明 リコナルイス, マリアエレナ

住所不明（ただし、最後の本籍地 愛媛県大洲市長浜町下須戒甲
1998番地3） 谷 本 美 恵 子

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づ
き上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会
事務局（愛媛県土木部土木管理局用地課）において保管してあるの
で、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26
年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項
の規定により、平成29年11月13日を経過した時にその書類の送達が
あったものとみなされます。

平成29年10月24日

愛媛県収用委員会

会長 市 川 武 志

平成29年10月16日付け29媛収第8 - 7号審理の開催について
（審理開催の通知）